

豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金 を設置します

新型コロナウイルス感染症に関する対策として、感染の拡大防止や市民生活と地域経済に対する支援の充実を図るため、「豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金条例」を制定し、新型コロナウイルス感染症の影響により廃止した事業の財源及び市民のみなさまからの寄附金を原資として基金を設置します。今後もみなさまから頂く寄附を基金に積み立てて活用して参ります。

- 基金の活用
- ・感染拡大の防止を目的とする事業
 - ・市民生活の維持を目的とする事業
 - ・地域経済の維持・早期回復を目的とする事業

■寄附の募集と方法

個人の方

豊橋市ホームページ「豊橋市ふるさと寄附」で受付

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5223.htm>（ふるさとチョイス等）

→問合せ先 財政課（電話 51-2117）

団体の方

下記の間合先へ、別途ご相談ください。

→問合せ先 行政課（電話 51-2024）

■基金の積立（6月定例会提出分）

1億1,700万円

（内訳）

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業の廃止等に係る
予算減額分 1億1,300万円
- ・寄附（6月1日時点受領済額） 400万円

※本事業は、6月市議会定例会の議決を得た場合に実施します

問合先

総務部行政課 課長補佐 戸莉（電話 51-2032）

財務部財政課 課長補佐 根本（電話 51-2118）